

論点2 不当な差別的言動の対象となる範囲について

条例第12条において、特定の個人若しくは当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域に関する不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らかであることとしているが、当該集団や地域の範囲をどのように考えるか？

投稿例)「△△市△△地区に住むゴキブリ●●人は日本から出ていけ」

参考: 横浜地裁川崎支部決平成28年6月2日D1-Law28242279

【論点整理(案)】

条例第12条では、特定の個人に関するものに加え、当該個人により構成される集団に関する不当な差別的言動に係る侵害情報についても、削除要請の対象としている。これは、集団に対する不当な差別的言動についても、集団の規模、構成員の特定の程度によっては、当該集団に属する特定の個人の権利が侵害されていると評価できる場合があるため。

このため、集団の規模が一定程度以上大きい場合については、裁判例を踏まえれば、特定の個人の名誉感情への影響が抽象的なものとなり、直ちに条例第12条にいう侵害情報であることが明らかであるということは難しいと考えられる。

また、(公社)商事法務研究会の有識者検討会のとりまとめにおいても、「ヘイトスピーチに関して、その集団等の規模、構成員の特定の程度によっては、集団に属する特定個人の権利・利益が侵害されていると評価できる場合があると考えられ、具体的には、少なくとも「〇〇市●●地区の△△人」といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合には、名誉感情等の人格権の侵害を認めることができる」とされており、こうした議論も考慮する必要があると考えられる。

以上を踏まえると、対象が一定の規模以上の集団等であり、特定の個人の権利侵害を認めることが難しい場合は、第12条に基づく削除要請の実施は困難であると考えられるがどうか。

なお、対象が一定の規模以上の集団等であっても、当該集団等に属する府民に精神的苦痛を与える情報については、法務局の人権擁護機関につないだり、プロバイダ事業者ガイドラインや約款等に基づく自主的な対応を求めるため情報提供を行うなどの対応が必要ではないか、という意見が第2回部会であったがどうか？